

大竹市空き家バンク

空き家バンクとは？

空き家の賃貸や売却を考えている方が情報をホームページに掲載し、大竹市での定住を希望している方に情報を提供するものです。

※個人情報等はホームページには掲載しません。

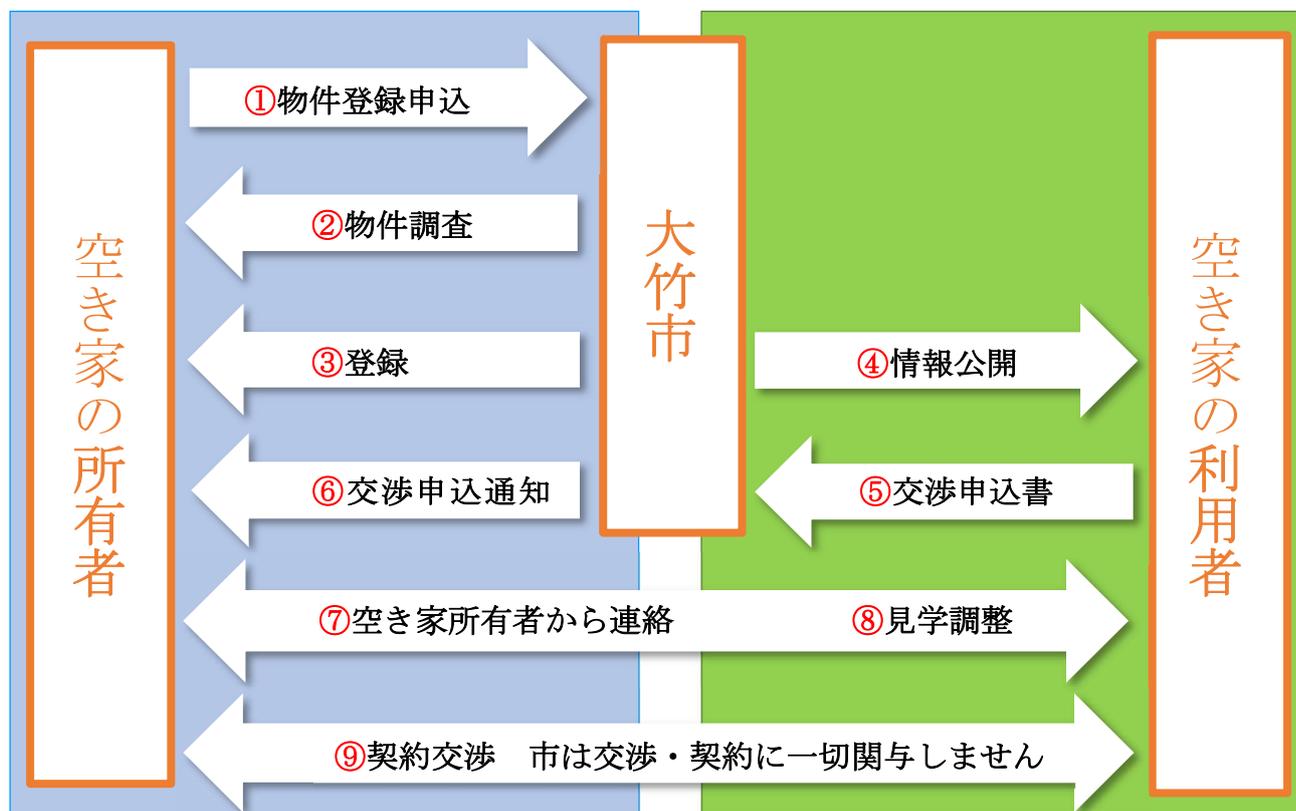
1 登録対象者

- ①空き家に係る所有権により当該空き家の売買又は賃貸借を行うことができる方。
- ②空き家の所有者と土地の所有者が異なる場合、土地所有者の同意を得ている方。

2 登録対象物件

- ①市内に存する戸建ての住宅で常時無人の状態にあるもの。
- ②宅地建物取引業者が介入していない物件。
- ③老朽化が著しくない物件。

空き家バンクのしくみ



① 空き家バンクに登録を希望する空き家所有者は、登録申請書類を都市計画課建築住宅係の窓口まで提出してください。受付は常時行なっております。

② 登録申請書提出後、職員と同行して現地調査を行います。
※現地調査は登録申請書類を提出する前に行うこともできますのでご連絡ください。

③ 申請書類の審査と現地調査の結果、住める状況の空き家であれば、空き家バンクに登録され、ホームページに情報が公開されます。登録期間は2年となっております。
※申請書類の不備や空き家が著しく破損している場合は登録できませんのでご注意ください。

④ 空き家を買いたい・賃貸したいという方は、ホームページに情報を公開しておりますのでご覧ください。

⑤ 気になる空き家がある場合は、窓口に交渉申込書類を提出してください。空き家所有者の方に連絡していただくよう通知します。

⑥ 交渉申込通知が届いたら、空き家利用者に連絡してください。

⑦⑧ 空き家の見学や契約内容等の確認を行ってください。

⑨ 契約等は空き家所有者と利用希望者で行ってください。市は契約に関与しません。
※契約する際は、トラブル等を避けるため宅地建物取引業者等に仲介していただくことをお勧めします。

大竹市の空き家に関するお問い合わせ先

住所 〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号 大竹市役所 都市計画課

TEL 0827-59-2168

Mail toshikei@city.otake.hiroshima.jp